

内国商品現物型E T F の上場制度の見直しに伴う

有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	11

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)の3 (略)</p> <p><u>(6)の4 外国商品市場</u> <u>商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社 次のaからfまでに掲げるものをいう。</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d <u>内国商品現物型E T Fにあっては、次の(a)又は(b)に掲げるもの</u></p> <p><u>(a) 当該内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者である金融商品取引業者(法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分の指図(管理又は処分の監督を含む。以下同じ。)を行うものに限り、信託会社を除く。)及び当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型E T Fに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者</u></p> <p><u>(b) 当該内国商品現物型E T Fに係る信託受託者である登録金融機関(法第3条の2の登録を受けたもののうち、法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。以下同じ。)及び当該登録金融機関から当該内国商品現</u></p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社 次のaからfまでに掲げるものをいう。</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d <u>内国商品現物型E T Fにあっては、当該内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者である金融商品取引業者(法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分の指図(管理又は処分の監督を含む。以下同じ。)を行うものに限り、信託会社を除く。)及び当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型E T Fに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者</u></p>

物型E T Fに係る信託財産の管理又は処分に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

e・f (略)

(9) の 2 ~ (19) の 2 (略)

(19) の 3 商品市場 商品取引所法第 2 条
第 9 項に規定する商品市場をいう。

(19) の 4 (略)

(20) ~ (36) (略)

(上場審査基準)

第 1104 条 内国 E T F の上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
この場合における第 2 号 d 又は d の 4 の審査に
関して必要な事項は、上場審査等に関するガイ
ドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から g まで
(公社債投資信託以外の証券投資信託 (投
資信託法施行令第 12 条各号に掲げる投資信
託又は施行規則で定める投資信託に該当する
ものを除く。以下この号、第 1107 条第 2
項第 1 号及び第 1112 条第 1 項第 3 号にお
いて同じ。) の受益証券に該当する新規上場
申請銘柄にあっては、b の (c) 及び c の 2
を除き、投資信託法施行令第 12 条第 1 号又
は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当
する新規上場申請銘柄にあっては、b の (h)
及び c の 3 を除く。) に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の
(a) から (h) までの内容が記載されて
いること。

(a) ~ (d) (略)

(e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が
公募 (第 2 条第 35 号の規定にかかわら

e・f (略)

(9) の 2 ~ (19) の 2 (略)

(新設)

(19) の 3 (略)

(20) ~ (36) (略)

(上場審査基準)

第 1104 条 内国 E T F の上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
この場合における第 2 号 d 又は d の 4 の審査に
関して必要な事項は、上場審査等に関するガイ
ドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から g まで
(公社債投資信託以外の証券投資信託 (投
資信託法施行令第 12 条各号に掲げる投資信
託又は施行規則で定める投資信託に該当する
ものを除く。以下この号、第 1107 条第 2
項第 1 号及び第 1112 条第 1 項第 3 号にお
いて同じ。) の受益証券に該当する新規上場
申請銘柄にあっては、b の (c) 及び c の 2
を除き、投資信託法施行令第 12 条第 1 号又
は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当
する新規上場申請銘柄にあっては、b の (h)
及び c の 3 を除く。) に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の
(a) から (h) までの内容が記載されて
いること。

(a) ~ (d) (略)

(e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が
公募 (第 2 条第 35 号の規定にかかわら

ず、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。以下この条及び第1112条において同じ。)により行われる旨

(f) ~ (h) (略)

c ~ g (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第1号、同項第2号c、cの2、d、dの3、e及びg、同項第3号(管理会社が信託受託者である場合を除く。)並びに前項第2号に適合していること。この場合において、第1項第1号中「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)と、同項第2号cの2中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第2号d中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、前項第2号中「外国E T F信託受益証券」とあるのは「内国商品現物型E T F」と、それぞれ読み替えるものとする。

(1)の2 信託の委託者が次のa及びbに適合すること(管理会社が信託受託者である場合に限る。)

a 上場会社又はその子会社であること。

b 信託財産と同一の商品を上場する商品市場又は外国商品市場(当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができる商品市場又は外国商品市場に限る。以下同じ。)の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者(当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業とし

ず、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。第1112条第1項第3号bの(e)において同じ。)により行われる旨

(f) ~ (h) (略)

c ~ g (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第1号、同項第2号cの2、d、dの3、e及びg、同項第3号並びに前項第2号に適合していること。この場合において、前項第2号中「外国E T F信託受益証券」とあるのは「内国商品現物型E T F」と読み替えるものとする。

(新設)

て行っている者に限る。以下同じ。）であること。

(1) の 3 信託の委託者が、商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。

(2) 新規上場申請銘柄の信託約款に次の a から e までに掲げる内容が記載されていること。

a～d (略)

d の 2 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨

d の 3 受益証券が金融商品取引所に上場される旨

d の 4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続きを開始する旨

d の 5 信託財産に係る商品の条件

d の 6 信託の委託者が、拠出する商品について前 d の 5 の条件を満たすことを保証する旨

e (略)

(3) 新規上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものであること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。

(4)～(7) (略)

5 外国商品現物型 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 c の 2、d、e 及び g、同項第 3 号、第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに前項第 4 号に適合すること。この場合において、第 1 項第 2 号 c の 2 中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第 2 号 d 中「投資信託財産」とあるのは「信

(2) 新規上場申請銘柄の信託約款に次の a から e までに掲げる内容が記載されていること。

a～d (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

e (略)

(3) 新規上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものであること。

(4)～(7) (略)

5 外国商品現物型 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 c の 2、d、e 及び g、同項第 3 号、第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに前項第 4 号に適合すること。この場合において、第 2 項第 6 号中「外国 E T F」とあるのは「外国商品現物型 E T F」と読み替えるものとする。

託財産」と、第2項第6号中「外国E T F」とあるのは「外国商品現物型E T F」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(4) (略)

6 (略)

(上場E T Fに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合 (a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場E T Fに係る管理会社が、次の(a)から(t)までに掲げる事項 (内国E T Fにあっては(r)から(s)までを除き、外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。)にあっては(q)及び(s)を除き、内国商品現物型E T F (管理会社が信託受託者であるものに限る。)にあっては(q)、(r)の3及び(s)を除き、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)、(s)を除く。)

(2)～(4) (略)

6 (略)

(上場E T Fに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合 (aに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場E T Fに係る管理会社が、次の(a)から(t)までに掲げる事項 (内国E T Fにあっては(r)から(s)までを除き、外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型E T Fにあっては(n)、(o)、(q)及び(s)を除き、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)の3及び(r)の4を除く。)のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

の 3 及び (r) の 4 を除く。) のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (g) (略)

(h) 当該管理会社の金融商品取引業、
登録金融機関業務又はこれらに類する業
の廃止

(i) ~ (t) (略)

b 上場 E T F に係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (内国 E T F にあっては (g) の 2 から (g) の 4 までを除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。) にあっては (g) の 2 及び (g) の 3 を除き、外国 E T F 、外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては (f) ~ (g) ~ (g) の 2 から (g) の 4 までを除く。) のいずれかが発生した場合

(a) 法第 5 1 条又は法 5 1 条の 2 の規定による業務改善命令又はこれに類する処分

(b) ~ (g) (略)

(g) の 2 信託の委託者が上場会社又は
その子会社でなくなること。

(g) の 3 信託の委託者が商品市場又は
外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者でなくなること。

(g) の 4 信託約款で定める信託財産に
係る商品の条件を満たさない商品が信託
されたこと。

(h) (a) から前 (g) の 4 までに掲
げる事実のほか、上場 E T F 又は当該管
理会社の運営、業務若しくは財産に関する重

(a) ~ (g) (略)

(h) 当該管理会社の金融商品取引業又
はこれに類する業の廃止

(i) ~ (t) (略)

b 上場 E T F に係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (外国 E T F 、外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、 (f) 及び (g) を除く。) のいずれかが発生した場合

(a) 法第 5 1 条の規定による業務改善命令又はこれに類する処分

(b) ~ (g) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(h) (a) から前 (g) までに掲げる
事実のほか、上場 E T F 又は当該管
理会社の運営、業務若しくは財産に関する重

<p>る重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>c ~ h (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ~ 6 (略)</p>	<p>要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>c ~ h (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ~ 6 (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p>	<p>(上場廃止基準)</p>
<p>第1112条 上場内国E T F 及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>	<p>第1112条 上場内国E T F 及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>
<p>(1) 上場E T Fに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場E T Fに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 上場E T Fに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場E T Fに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p>
<p>a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合</p> <p>b 法第52条第1項、<u>第52条の2第1項</u>又は第54条の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録を取り消された場合</p>	<p>a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合</p> <p>b 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合</p>
<p>c cの2 (略)</p> <p><u>cの3 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合</u></p>	<p>c cの2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合<u>(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社で</u></p>	<p>d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

なくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、この限りでない。

a 当該上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった後においても商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合（施行規則で定める場合を除く。）

b 当該上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者としての地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれ、かつ、当該他の上場会社又はその子会社が、商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合

(2) の 3 上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者が、商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし、当該上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者としての地位が他の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者に引き継がれた場合は、この限りでない。

(3) 上場 E T F の銘柄が、次の a から k まで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の (c) 、 b の 2 から b の 5 まで、 i の 2 及び j の 2 を除き、投資信託法施行令第 12 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の (h) 、 b の 2 から b の 5 まで、 i の 2 及

(新設)

(3) 上場 E T F の銘柄が、次の a から k まで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の (c) 、 b の 2 から b の 4 まで、 i の 2 及び j の 2 を除き、投資信託法施行令第 12 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の (h) 、 b の 2 から b の 4 まで、 i の 2 及

び j の 2 を除き、上場内国商品現物型 E T F にあっては a 、 b 、 c 、 d 及び j を除く。) のいずれかに該当する場合

a ・ b (略)

b の 2 次の (a) から (d) までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a) ~ (c) (略)

(c) の 2 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合

(c) の 3 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合

(c) の 4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合

(c) の 5 信託財産に係る商品の条件に関する定めがなくなる場合

(c) の 6 信託の委託者が拠出する商品について信託約款で定める商品の条件を満たすことを保証する旨の定めがなくなる場合

(d) (略)

b の 3 上場 E T F に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合 (管理会社が信託受託者である場合を除く。)

b の 4 (略)

b の 5 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。

c ~ k (略)

2 ~ 4 (略)

び j の 2 を除き、上場内国商品現物型 E T F にあっては a 、 b 、 c 、 d 及び j を除く。) のいずれかに該当する場合

a ・ b (略)

b の 2 次の (a) から (d) までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a) ~ (c) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(d) (略)

b の 3 上場 E T F に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合

b の 4 (略)

(新設)

c ~ k (略)

2 ~ 4 (略)

付 則

この改正規定は、平成22年3月1日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において「E T F」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「運用資産等」、「外国E T F」、「外国E T F信託受益証券」、「外国商品現物型E T F」、「外国商品現物型E T F信託受益証券」、「<u>外国商品市場</u>」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「管理会社」、「資産運用会社」、「指定参加者」、「受益証券」、「上場E T F」、「上場外国E T F信託受益証券」、「上場外国商品現物型E T F信託受益証券」、「上場内国商品現物型E T F」、「上場不動産投資信託証券」、「<u>商品市場</u>」、「信託会社等」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託財産等」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人債券」、「内国E T F」、「内国商品現物型E T F」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1001条に規定するE T F、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、運用資産等、外国E T F、外国E T F信託受益証券、外国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F信託受益証券、<u>外国商品市場</u>、外国投資信託、外国投資法人、管理会社、資産運用会社、指定参加者、受益証券、上場E T F、上場外国E T F信託受益証券、上場外国商品現物型E T F信託受益証券、上場内国商品現物型E T F、上場不動産投資信託証券、<u>商品市場</u>、信託会社等、信託受託者、適格機関投資家、投</p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において「E T F」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「運用資産等」、「外国E T F」、「外国E T F信託受益証券」、「外国商品現物型E T F」、「外国商品現物型E T F信託受益証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「管理会社」、「資産運用会社」、「指定参加者」、「受益証券」、「上場E T F」、「上場外国E T F信託受益証券」、「上場外国商品現物型E T F信託受益証券」、「上場内国商品現物型E T F」、「上場不動産投資信託証券」、「信託会社等」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託財産等」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人債券」、「内国E T F」、「内国商品現物型E T F」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1001条に規定するE T F、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、運用資産等、外国E T F、外国E T F信託受益証券、外国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F信託受益証券、外国商品市場、外国投資信託、外国投資法人、管理会社、資産運用会社、指定参加者、受益証券、上場E T F、上場外国E T F信託受益証券、上場外国商品現物型E T F信託受益証券、上場内国商品現物型E T F、商品市場、上場不動産投資信託証券、信託会社等、信託受託者、適格機関投資家、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託財産等、投資信託法、投資法人、投資法人債券、内国E T F、内国商</p>

資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託財産等、投資信託法、投資法人、投資法人債券、内国E T F、内国商品現物型E T F、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券及び流動資産等をいう。

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(3)の2 内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、次のaからcまでに掲げる書面

a 規程第1104条第4項第1号の3により信託の委託者が確約した書面

b (略)

c (略)

(4)～(6) (略)

(上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

2～5 (略)

6 規程第1104条第4項第1号の2bに規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、外国商品市場において商品市場の会員又は取引参加者と同種の資格を有する法人をいう。

7 規程第1104条第4項第2号eに規定するその他施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。この場合において、管理会社が信託受託者であるときは、第1号及び第3号中「管理会社」とあるのは「信託の委託者」と読み替えるものとする。

品現物型E T F、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券及び流動資産等をいう。

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(3)の2 内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、次のa及びbに掲げる書面

(新設)

a (略)

b (略)

(4)～(6) (略)

(上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

2～5 (略)

(新設)

6 規程第1104条第4項第2号eに規定するその他施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) ~ (10) (略)	(1) ~ (10) (略)
(11) <u>信託受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項</u>	(11) 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項
(12) ~ (13) (略)	(12) ~ (13) (略)
7 (略)	7 (略)
(上場E T Fに関する情報の開示の取扱い)	(上場E T Fに関する情報の開示の取扱い)
第1109条 (略)	第1109条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規程第1107条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項又は事実の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。	4 規程第1107条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)
<u>(3) 規程第1107条第2項第2号aの(b)に掲げる事項</u>	(新設)
<u>投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。</u>	
<u>(4) 規程第1107条第2項第2号bの(g)に掲げる事実</u>	(新設)
<u>信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合のうち、当該商品に代えて信託されるべき商品の価値が、管理会社が当該事実を確認した日において、その前営業日の純資産総額の100分の3に相当する額未満である場合に該当すること。</u>	
<u>5 規程第1107条第2項第2号bの(g)の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第6項に規定する法人をいう。</u>	(新設)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)

<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
(書類の提出等の取扱い)	(書類の提出等の取扱い)
第1110条 (略)	第1110条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 上場ETF (内国商品現物型ETFに限る。) に係る管理会社は、規程第1107条第2項第2号bの(g)の4に掲げる事実が発生した場合には、当取引所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。</u>	(新設)
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
(上場廃止基準の取扱い)	(上場廃止基準の取扱い)
第1113条 (略)	第1113条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 規程第1112条第1項第2号の2で規定する施行規則で定める場合とは、上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が、規程第601条第1項第9号、第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当して上場廃止となる場合をいう。</u>	(新設)
<u>5 規程第1112条第1項第2号の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第6項に規定する法人をいう。</u>	(新設)
<u>6 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>8 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>9 (略)</u>	<u>7 (略)</u>
<u>10 (略)</u>	<u>8 (略)</u>

1 1 (略)
1 2 (略)
1 3 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1115条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場E T Fを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第1112条第1項第1号本文第2号本文（同条第2項第2号による場合を含む。）、第2号の2本文若しくは第2号の3本文、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当した場合

(2)～(3)の2 (略)

(3)の3 上場E T Fの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの5に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(4)～(15) (略)

2～4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1116条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場E T Fの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場E T Fを整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第1112条第1項第1号、第2号、第2号の2又は第3号aからhまで若しくはiの2からkまでのいずれかに該

9 (略)
1 0 (略)
1 1 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1115条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場E T Fを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第1112条第1項第1号本文若しくは第2号本文（同条第2項第2号による場合を含む。）、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当した場合

(2)～(3)の2 (略)

(新設)

(4)～(15) (略)

2～4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1116条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場E T Fの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場E T Fを整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第1112条第1項第1号、第2号又は第3号aからhまでiの2からkまでのいずれかに該当する場合（第1114条

当する場合（第1114条第2号に該当する場合を除く。）

(2)～(3) (略)

第2号に該当する場合を除く。）

(2)～(3) (略)

付 則

この規則改正は、平成22年3月1日から施行する。

別紙様式

4 第5編関係

第4-10号様式 不動産投資信託証券上場契約書

不動産投資信託証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

投資法人名

印

代表者の

役職氏名

印

本店所在地

資産運用会社名

印

代表者の

役職氏名

印

(投資法人名)及び

(資産運用会社名)は、

を上場するにつ

いて、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」）

別紙様式

4 第5編関係

第4-10号様式 不動産投資信託証券上場契約書

不動産投資信託証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

(又は投資法人名)

印

代表者の

役職氏名

印

本店所在地

資産運用会社名

は、

を上場するについて、

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）

が定めた次の事項を承諾します。

という。) が定めた次の事項を承諾します。

1. 当取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当投資法人及び当社が上場申請し、上場される不動産投資信託証券（以下「上場不動産投資信託証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2. (略)

(注) 委託者指図型投資信託の受益証券及び委託者非指図型投資信託の受益証券にあっては、本契約書において、必要に応じて、「投資法人名」とあるのは「会社名」と読み替えるものとするほか、適宜必要な修正を行うものとする。

第4－11号様式 新規上場申請に係る宣誓書
(不動産投資信託証券)

新規上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

投資法人名 印

代表者の

役職氏名 印

本店所在地

資産運用会社名 印

1. 当取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社（又は当投資法人）が上場申請し、上場される不動産投資信託証券（以下「上場不動産投資信託証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2. (略)

第4－11号様式 新規上場申請に係る宣誓書
(不動産投資信託証券)

新規上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名 印

代表者の

役職氏名 印

代表者の
役職氏名_____印

(投資法人名)及び
(資産運用会社名)は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)への_____の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 2. (略)

(注) 委託者指図型投資信託の受益証券及び委託者非指図型投資信託の受益証券にあっては、本契約書において、必要に応じて、「投資法人名」とあるのは「会社名」と読み替えるものとするほか、適宜必要な修正を行うものとする。

第4-12号様式 適時開示に係る宣誓書(不動産投資信託証券)

適時開示に係る宣誓書(不動産投資信託証券)
平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地
投資法人名印
代表者の
役職
氏名(署名)印

本店所在地
資産運用会社名印
代表者の

_____は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)への_____の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 2. (略)

第4-12号様式 適時開示に係る宣誓書(不動産投資信託証券)

適時開示に係る宣誓書(不動産投資信託証券)
平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地
会社名印
代表者の
役職
氏名(署名)印

本店所在地
資産運用会社名印
代表者の

役 職

氏名 (署名)

印

(投資法人名) 及び

(資産運用会社名) は、

_____に関する情報の開示にあたって、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

_____は、_____に関する情報の開示にあたって、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

(注) 委託者指図型投資信託の受益証券及び委託者非指図型投資信託の受益証券にあっては、本契約書において、必要に応じて、「投資法人名」とあるのは「会社名」と読み替えるものとするほか、適宜必要な修正を行うものとする。